

件名	時限的な職員給与及び議員報酬等の削減による被災地支援に関する陳情			
提出者住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 J			
受理年月日	平成28年5月18日	受理番号	第21号	
<p>要旨</p> <p>1 時限的に、墨田区の職員及び議員の給与、報酬及び賞与について、これに一定の率を乗じた額を減額してください。</p> <p>2 上記1による人件費節減分を、被災地支援に充ててください。</p> <p>(理由)</p> <p>現在、被災地支援のために多くの方々が尽力くださり、その代表的なものに募金活動があげられます。</p> <p>しかし、これは突発的若しくは一過性のものであり、又は応じる方が限られ、かつ個々の金額も相当に限定されています。</p> <p>やはりここは、全体の奉仕者が国民を代表し、率先して全員一律、相当長期にわたり、生活を困窮させない程度にして決して安くはないものを寄付し続けることが妥当と思料されます。</p> <p>かの建築家アントニ・ガウディの言葉に興味深いものがあり、少額の寄付をした富裕層に対して「自分を痛めない程度の奉仕は、寄付になど値しない」と言い放ったとのことです。</p> <p>限られた方による、それも財布の小銭を軽くする程度の寄付では、我々も同じことを、甚だ不謹慎ながらも言ってしまうそうです。</p> <p>行政職及び議員の給与、報酬及び賞与の数パーセントでも時限的に削減し、これを被災地支援に充てれば、どれだけ大きな効果が得られ、一日も早く被災者の方々に笑顔を取り戻せることでしょうか。</p> <p>今こそ、国の施策又は支援を待っているのではなく、地方から積極的に声を上げ、自ら動くときが来たのです。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				